

知事コメント (審査請求及び執行停止について)

サンゴの特別採捕許可申請の取消しについて、本日、沖縄防衛局長が、農林水産大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求及び執行停止申立てを行ったとの報告を受けました。

県は、沖縄防衛局長から申請のあったサンゴの特別採捕許可申請について、沖縄県漁業調整規則第40条第4項に基づき、知事が許可するに当たり、条件を付けることができることから、「サンゴ移植片の生残率を高めるためには、水温の高い時期、繁殖の時期を避ける必要があることや、台風の時期は、波浪や降雨による塩分の低下によって移植したサンゴが損傷する恐れがあること等を考慮し、適切な移植時期を選定するなど、『沖縄県サンゴ移植マニュアル』に則り適切に作業を行うこと。」との条件を付して、許可処分を行いました。

しかしながら、7月29日に、沖縄防衛局は、高水温で台風がいつ襲来してもおかしくない時期であるにも関わらず、サンゴの移植作業を開始しました。

このような行為は、ただでさえ高くないサンゴの生残率を、ますます低下させる行為であり、水産資源保護法の趣旨に反するだけでなく、今回の関与取消訴訟の判決にも反していると言わざるを得ません。

そのため、7月30日に、直ちにサンゴの移植作業を中止するよう、沖縄防衛局長に対して行政指導を行ったところですが、沖縄防衛局長からはこれに従わない旨の回答があったことから、許可処分を取り消しました。

これにより、現在、辺野古新基地建設に係るサンゴの移植作業は中止されております。

県としましては、許可処分を取り消したことは、水産資源の保護培養のために必要であり、関係法令等に基づいた適切な対応であったと考えております。

今後、農林水産大臣に対して、このような県の正当性を主張してまいります。

県民の皆様におかれましては、引き続き、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

令和3年8月2日

沖縄県知事 玉城 デニー